

守口市第 11 期分別収集計画

令和 7 年 9 月

守 口 市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイ クル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイ クル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み の算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し必要な事項	8

守口市分別収集計画

1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成する必要がある、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行することが求められる。

また、本市の最終処分を業務委託している大阪湾広域臨海環境整備センターの第2期計画では、令和14（2032）年度をもって焼却残渣の受入れを終了する予定であるため、現在、第3期最終処分場の計画が進められているが、その残余地には限りがあり、処分量の削減に取り組む必要がある。

したがって、本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づき、資源系一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集するとともに、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割をはじめとする具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体化に推進する。

今後、本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rの推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用がより一層図られ、循環型社会が形成されると期待する。

2. 基本的方向

本計画の実施にあたって基本的方向を以下に示す。

- ・一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用を図るため、廃棄物に対する分別収集計画の確立及びごみの3R活動を中心とした発生抑制、再使用、再生利用の推進。
- ・市民、事業者、行政が一体となった取組みによる環境負荷の低減。
- ・分別収集の適正化及びごみ処理に関する意識の高揚と啓発の推進。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直すこととする。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	9,304 t	9,262 t	9,221 t	9,179 t	9,138 t
製品プラスチック	—	—	980 t	976 t	972 t

(内訳)

容器包装廃棄物の種類	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
主としてスチール製の容器	179 t	178 t	177 t	177 t	176 t
主としてアルミ製の容器	555 t	553 t	550 t	548 t	545 t
無色のガラス製容器	573 t	571 t	568 t	565 t	563 t
茶色のガラス製容器	275 t	274 t	273 t	272 t	271 t
その他のガラス製容器	285 t	284 t	283 t	282 t	280 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	233 t	232 t	231 t	230 t	229 t
主として段ボール製の容器	2,346 t	2,336 t	2,325 t	2,315 t	2,304 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	152 t	151 t	150 t	150 t	149 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	842 t	838 t	834 t	830 t	827 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	3,958 t	3,940 t	3,922 t	3,905 t	3,887 t
うち白色トレイ	125 t	125 t	124 t	124 t	123 t

※四捨五入の関係により合計が異なることがあります。

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施するにあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) わかりやすい情報提供・環境啓発

ア. 情報提供

広報もりぐちや市ホームページ、各種 SNS 等において、ごみの出し方や減量方法、啓発イベント等の情報発信を積極的に行う。

イ. 環境啓発

市や関連団体が主催する各種イベントにおいて、事業者等と連携しながら啓発パネルや収集

BOX の設置等を行い、循環型社会の実現に向けた取り組みを広く周知する。

(2) 環境教育の推進

ア. 市民ふれあい講座

3R やプラスチックごみなどの環境問題について、自治会その他団体からの要望に応じて市民ふれあい講座を実施する。

イ. 子どもへの啓発活動

市が作成する小学生向け副読本にごみの処理方法や3R について掲載し、ごみ処理の現状や課題などを啓発する。また、小中学校等からの要望に応じて、出前講座を実施する。

(3) 資源物の分別排出の周知・徹底の強化

ごみ排出時における資源物の分別排出徹底を、取り残しシール等を活用した啓発活動で促すとともに、持ち込みごみに対しては、搬入チェック体制の強化を図り「排出抑制と分別意識の向上」「再資源化の促進」等を更に推進する。また、事業系ごみの適正処理を促すため、事業所に立入指導を行い、廃棄物の排出抑制や適正処理の啓発に努める。

(4) プラスチックごみゼロ宣言

令和元年6月10日付けでプラスチックごみゼロ宣言を行い、市民・事業者・団体と協働し、3R の推進や使い捨てプラスチック製品の使用削減、ごみのポイ捨て防止などに取り組むことで、プラスチックごみゼロを目指す。

(5) 再生資源集団回収の支援・促進

守口市再生資源集団回収奨励金交付要綱に基づき、日常生活に伴って排出される廃棄物の中から再資源化できる有価物を自主的に回収する、自治会や子供会等の営利を目的としない団体に対し、その活動を支援することを目的に奨励金を交付し、ごみの減量と資源の有効利用を図る。

普及活動を積極的に展開し未実施地域・団体の参加を促し、さらなるごみの減量、資源化の促進を図る。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類や、収集に係る分別の区分は下表のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空 き 缶 びん・ガラス
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	古 紙
主として段ボール製の容器	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	126 t		126 t		125 t		124 t		123 t	
主としてアルミ製の容器	152 t		151 t		150 t		149 t		148 t	
無色のガラス製容器	(合計) 250 t		(合計) 248 t		(合計) 246 t		(合計) 244 t		(合計) 242 t	
	(引渡)量 t	(独自処理)量 250 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 248 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 246 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 244 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 242 t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	

	274 t		272 t		270 t		268 t		266 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	t	274 t	t	272 t	t	270 t	t	268 t	t	266 t
その他のガラス製容器	(合計) 284 t		(合計) 282 t		(合計) 280 t		(合計) 278 t		(合計) 276 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	284 t	t	282 t	t	280 t	t	278 t	t	276 t	t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	7 t		7 t		7 t		7 t		7 t	
主として段ボール製の容器	827t		821 t		816 t		810 t		803 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 149 t		(合計) 148 t		(合計) 147 t		(合計) 146 t		(合計) 145 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	t	149 t	t	148 t	t	147 t	t	146 t	t	145 t
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 465 t		(合計) 462 t		(合計) 458 t		(合計) 455 t		(合計) 452 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	465 t	t	462 t	t	458 t	t	455 t	t	452 t	t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,884 t		(合計) 1,872 t		(合計) 1,858 t		(合計) 1,845 t		(合計) 1,830 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	1,884 t	t	1,872 t	t	1,858t	t	1,845 t	t	1,830 t	t
うち白色トレイ	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
製品プラスチック (プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 490 t		(合計) 488 t		(合計) 486 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×第6次守口総合基本計画に定める人口変動率

また、人口変動率は、第6次守口総合基本計画により、以下の表のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
139,038人 (対前年度比)	138,105人 (対前年度比)	137,124人 (対前年度比)	136,110人 (対前年度比)	135,065人 (対前年度比)
100.00%	99.32%	99.28%	99.26%	99.23%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

市の分別収集については、下表に示すとおりである。

なお、現在、自治会等による集団回収に取り組んでいる地域については、引き続きこれらの団体による分別収集と併せて実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	空き缶 びん・ガラス	委託業者による定期収集 住民団体による集団回収	市 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器		委託業者による定期収集	市 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器		古紙	委託業者による定期収集 住民団体による集団回収 委託業者による拠点回収
	段ボール			
	その他の紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	市 民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	委託業者による定期収集	市 民間業者

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様 (形状、形式、能力、数量等)
排 出	戸別	
	集積場所	共通集積場所利用
		専用集積場所利用
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
	中継輸送車両	
選別・保管	ストックヤード	
	その他選別施設	

分別収集の用に供する施設

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空 き 缶 びん・ガラス	450袋	2 t 平ボディ車	市ストックヤード (一時保管場所) 委託業者 (選別・保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	古 紙	450袋 ひもでくる 専用容器	2 t 塵芥車	委託業者 (選別・保管)
段ボール				
その他の紙製容器包装				
ペットボトル	ペットボトル	450袋	2 t 塵芥車	市ストックヤード (一時保管場所) 委託業者 (選別・保管)
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装	450袋	2 t 塵芥車	市ストックヤード (一時保管場所) 委託業者 (選別・保管)

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画が実行性あるものとするため、次の取組を推進する。

- ・ごみ収集における分別排出を徹底するため、市廃棄物収集業務委託業者等と連携を図りながら、排出者への啓発・指導を行い、分別排出の徹底を進める。
- ・事業者による容器包装廃棄物の自主回収とリサイクルを促進する。